積立定期預金(2) しあわせ預金(分割受取型)

1.商品名	しあわせ預金(分割受取型)
2.販売対象	個人のみ
3 . 積 立 期 間	据置期間を含め2年以上28年以内で、受取期間を合算して30年以内であれば自由に指
	定でき、受取開始日の前3か月目の応当日が自動的に積立終了日となります。
4.預入方法	
(1)預入方法	分割預入
(2)預入金額	1口1円以上(300万円未満)なお、新規預入の場合は、100円以上
	ただし、普通預金等からの自動振替による積立は1回5,000円以上300万円未満
	(増額分は1回5,000円以上300万円未満)
(3)預入単位	1円単位
	ただし、普通預金等からの自動振替による積立は1,000円単位
5.運用方法	受取開始日までの期間に応じて、自由金利型期日指定定期預金またはスーパー定期で
c 51 5	運用します。
6.利息	
(1)適用金利 	各々の定期預金について、それぞれ預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用しま
	す。金利については窓口でお問い合わせいただくか、当行ホームページをご覧くださ い
	l I _o
(2)利払頻度	各々の定期預金のそれぞれ満期日以後に一括して支払います。
(2) 11329518	日でのたが川東亜のですの自然日の区に、出るで文語であり。
(3)計算方法	各々の定期預金の計算方法に準じます。
7.受取期間	2年以上20年以内
8 . 受 取 方 法	3 か 月ごと
9 . 手 数 料	なし
10. 付加できる	・ 本人および家族名義の普通預金等からの自動振替による積立ができます。
特約事項	・ マル優の取扱いができます。
11. 中途解約時	満期日前に解約する場合は、各々の定期預金の中途解約利率により計算した利息とと
の取扱い	もに払い戻します。
12.その他参考と	・総合口座の担保にはできません。
なる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算しま
	ं
	・ 利息については、20%の分離課税となります。
	・ 平成25年1月1日より復興特別所得税(0.315%)が追加で課税されます。
	・預金保険の対象となります。
	・ 各々の定期預金の取扱いについては、該当の商品概要説明書をご覧ください。
13.当行が契約し	一般社団法人全国銀行協会

ている指定紛 連絡先 全国銀行協会相談室

争解決機関 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

(平成29年8月8日現在)